

答申第 649 号

平成 29 年 8 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 4 月 28 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 3）（諮問第 727 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、同年9月9日付け通知文、同日付け起案文書及び同月14日付け通知文を特定の上公開し、特定情報についてその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年9月9日付け通知文（以下「甲文書」という。）、同月9日付け起案文書（以下「乙文書」という。）及び同月14日付け通知文（以下「丙文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、その全てを公開し、特定事件に関連する特定施設の利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）については、その存否を答えるだけで、条例第5条第1号及び第4号に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条並びに条例第5条第1号及び第4号を理由に、その存否を明らかにすることができないとして、公開請求を拒否する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について

ア 特定事件に関連する特定施設の利用者の氏名や住所を非公開とすれば、

当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。

イ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号に該当するとは言えない。

ウ 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

エ 実施機関は、主権者からの問合せを支障と見なしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

(2) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

4 実施機関（保健福祉局保健医療課県立病院課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について

ア 条例第5条第1号該当性について

特定利用者情報は、条例第5条第1号で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の

個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

イ 条例第5条第4号該当性について

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものである。

(2) 条例第7条該当性について

本件処分において非公開とした情報及び存否応答拒否とした特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

イ 実施機関は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の運営指導、総合リハビリテーションセンターの運営指導及び煤ヶ谷診療所に関することを所管している。

ウ 実施機関が、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書を管理していたのは、同センターが病院及び障害者福祉施設により構成される指定管理施設であることから、指定管理施設の安全管理に関する通知を収受し、同センターの指定管理者へ同趣旨の通知を発出したためである。

また、丙文書を管理していたのは、実施機関が特定施設と同様の指定管理施設である障害福祉施設を所管していることから、実施機関の所属長が特定施設と同様の障害福祉施設等も含めた事件の再発防止策を検討する特定会議体の構成員となったためであり、かかる会議体の構成員であることを除き、実施機関は本件事件に係る業務を所管しているものではない。

エ よって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、解釈上、条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとした文書も存在しない。

(4) 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち甲文書及び乙文書は、実施機関が説明するとおり、所管する指定管理施設における安全管理に関

する通知を受けた実施機関が、同趣旨の通知を当該指定管理施設に発出したため、取得又は作成したものであると認められる。また、丙文書については、実施機関の所属長が、特定会議体の構成員となったために取得したものであると認められる。

(2) 条例第8条並びに第5条第1号及び第4号該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないとされた特定利用者情報の同条該当性について、以下、検討する。

ア 条例第8条及び第5条第4号該当性について

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認

められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。

イ 条例第8条及び第5条第1号該当性について

実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、

同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体の安全等よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件処分において非公開とされた特定利用者情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。

(4) 特定利用者情報に係る行政文書以外の本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、特定利用者情報に係る行政文書以外の他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(5) 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に際して、行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨を主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分 of 適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 4 月 28 日	○ 諮問
6 月 28 日 (第 165 回部会)	○ 審議
7 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 8 月 1 日現在) (五十音順)